

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区羽田四丁目10番6号

氏名 有限会社権田商事  
代表取締役 権田 秀之

第1.4条第1項  
第1.4条の2第1項  
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事代理  
副知事

安藤 立美

許可の年月日 平成24年 3月13日

許可の有効年月日 平成29年 3月12日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）
- (2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上11種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上3種類)

### 2 積替え保管施設

住所：東京都大田区東糎谷六丁目6番15号 施設面積：61.5㎡ 最大保管高さ：1.25m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	フレコンバッグ2袋：2㎡
金属くず	フレコンバッグ2袋：2㎡
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	フレコンバッグ2袋：2㎡
廃プラスチック類・金属くず・ガラス・コンクリート・陶磁器くず	フレコンバッグ2袋：2㎡

### 3 許可の条件

- (1) 積替え保管の作業時間は、原則として7時から16時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月 13日	新規許可	
平成 24年 3月 13日	更新許可	第 4 回
平成 25年 2月 1日	変更許可	種類の追加 (動植物性残さ)
平成 28年 7月 5日	変更許可	業の拡大 (積替え保管を含む)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

